

## 令和5年度 第1回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月9日（金） 11時05分～11時50分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 中村 玲子 西川 昇吾 安井 広伸  
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 由幸 佐橋 洋一 前田 良彦  
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 山本 正仁

### 4 議題

- (1) 三重地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
- (2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 令和5年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (4) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数等の通知について
- (5) 令和5年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (6) 目安制度のランク数見直しについて
- (7) その他

### 5 開会

(指導官)

それでは、時間となりましたので、令和5年度第1回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてですが、本日は、15名の委員の内、公益委員の三好委員、前田委員から欠席のご連絡をいただいております。

現時点で、12名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本審議会は、三重地方最低賃金審議会運営規定第6条により、傍聴申し込みがあり7名の傍聴を認めております。

それでは、開会にあたりまして局長からご挨拶を申し上げます。

(局 長)

改めまして、おはようございます。

( 皆 )

おはようございます。

(局 長)

三重労働局長の金尾でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、第1回三重地方最低賃金審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度から2年任期で第53期委員となりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、令和5年4月6日、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会につきまして大きな変更がありました。昭和53年度に目安制度が始まって以降4ランクとされていたところが、ランク数について3ランクに改正するという報告がありました。

こちらについては、後ほど事務局からご説明させていただきます。

最低賃金につきましては、先般の「新しい資本主義実行計画」の中でも触れられておりますし、骨太の方針の案でも触れられており、こちらについては6月16日の閣議を目指すということもしております。

また、総理のほうからは、先般行われました労使会議におきまして、今年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論していただくというような趣旨のご発言もあり、最賃に関する政府としての取り組みとしては、重要政策の一つとなっておりますというところであります。

こうした政府の方針等を踏まえ、中央最低賃金審議会において示される目安報告を参考に、三重県の地域性・経済動向等の実情を踏まえ、三重県最低賃金改正の審議を行っていただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

労働局としましては、三重地方最低賃金審議会の事務局として、適切かつ円滑な運営に最大限務めるとともに、改定された最低賃金額については、労使をはじめ自治体の広報誌等を含め積極的に広報を展開するとともに、当然のことながらその履行確保について監督指導をより重点的に行っていきたいというふうに思っております。

また、中小企業・小規模事業主に対して、三重働き方改革推進支援センターへの相談等支援を行うと共に、各種助成金などの活用を支援策を展開してまいりたいと

思っております。

委員の皆様方には、色々とお負担をお掛けするかと思いますが、真摯なご議論をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 6 議事

### (1) 三重地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について

(指導官)

本日は第53期最低賃金審議会委員による第1回の最低賃金審議会でございます。

この最低賃金法第24条第1項に「最低賃金審議会に会長を置く。」とあり、同条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定されています。

会長代理につきましても同規定によるところとなっております。

それでは、会長及び会長代理を選出していただくことになるわけですが、如何さしていただいたらよろしいでしょうか。ご意見をお願いいたします。

— 「公益委員一任」の声 —

(指導官)

公益一任との声がありましたが、公益委員一任としてよろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声 —

(指導官)

それでは、別の場所で協議していただきます。お願いいたします。

— 会長、会長代理選出協議 —

(指導官)

只今、公益委員により協議していただいた結果を申し上げます。

三重地方最低賃金審議会会長に安井委員、会長代理に三好委員と決めさせていた

できました。

拍手でご承認をよろしく申し上げます。

— 拍 手 —

(指導官)

ここで、席を替えさせていただきます。

それでは、会長から一言ご挨拶をよろしく申し上げます。

(会 長)

只今、公益委員協議のもと、皆様のご承認をいただきまして、会長という重責を担わせていただくことになりました安井でございます。

3期6年に亘りましてこの職に就かせていただいておりますけれども、引き続き精一杯努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最近の審議会の状況につきましては、急激な最低賃金の引き上げや新型コロナウイルス感染症による影響、色々なものがございまして、非常に厳しい審議が続いております。

今年の状況に関しましても、諸物価の高騰による消費者物価・企業物価の高騰というふうなものもあり、企業・家計共に非常に厳しい状況が続いている状況でございます。その中での審議ということでございますので、皆様それぞれのお立場はおありでしょうし、やはり厳しい審議が予想されております。

この審議会というのは、労使が対立する場ではないと思っております。労使がそれぞれお互いを思いやり歩み寄っていただきながら、答えを出していただくという審議会でなければならないというふうに思っております。そのために我々公益側といたしましては、努力をさせていただきたいと考えております。

最終的に合意点が見い出されない時には、我々公益側が前に出て採決をしていただくことになるかも知れませんが、是非、そういうことが無いように労使の皆さままで合意点が見いだせるように、ご協力ご理解をお願いしたいと思います。

以前の三重県の審議会というのは、労使の円満な成熟した関係の下で、非常に良い審議が出来ておりました。ただ、ここ数年厳しい状況が続いている中で、なかなか合意点が見出すことができない状況が続いておりますが、是非、今年に関しては、前の三重県らしい審議会、労使が一致するような審議会にしていきたいと思っております。会長として努力をさせていただきますが、皆様方のご理解ご協力を得ないことには、なかなかまとまるものもまとまりません。それに向けて、是非ご協力を

お願い申し上げまして会長の職務を全うする所存でございます。引き続きよろしく  
お願いいたします。

(指導官)

ありがとうございました。

委員の皆様は、第53期ということで資料1のほうに委員名簿をまとめております。  
4名の方が初めて委員に就かれております。よろしくお願いいたします。

それではこれより議事に入りますが、議事進行につきましては、運営規程により  
会長に行っていただくこととなっております。安井会長よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは議事に入らせていただきます。

お手元にあります事項書に沿って進めてまいりたいと思います。

## (2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について

(会 長)

それでは、議事(2)の「三重地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局の  
方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

まず、「三重地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、資料2に入れさせて  
いただいております。

資料2をご覧ください。

本年度初めての審議会であり、簡単に説明させていただきます。

最低賃金審議会の運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令等に定  
められているところですが、これらの法令に定められているもの以外に、運営上必  
要とされる事項を「三重地方最低賃金審議会規程」で定めているところでございま  
す。

第2条は「審議会の会議の招集」を、第3条は「小委員会」について規定してご  
ざいます。

第4条は「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」を、第5条は「会議は会長が  
議長となって議事を進めていただく」ということを規定してございます。

第6条は「会議の公開・非公開について」を規定し、第7条は「議事録等に係る  
取り扱い」について規定しております。

第8条は「審議会の議決に係る取り扱い」の規定です。

さて、「三重地方最低賃金審議会運営規程」の第6条に規定されております議会の公開の運用について、ご検討をお願いします。

「第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。」

と記載されてございます。

また、専門部会運営規程第7条にも同じ文言の規定がございます。

傍聴希望があった場合について、第一項のただし書きの運用になりますが、中央最低賃金審議会同様に、傍聴の希望があった場合、専門部会においても、公労使の委員が集まって審議する部分には傍聴人を入れ、公労の委員、公使の委員が意見交換する部分などは非公開とし傍聴人が入らないものとする運用にしたいと考えております。

いかがでしょうか

この場でご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

只今ご説明がありましたように、審議会運営規程については、従前通りということでございます。新委員の皆様にはご確認の程をお願いいたします。

さて、ご提案のありました公開についての審議でございます。

一応、私の意見としましては、今の社会の状況に応じて、やはり透明性がより求められる時代になってまいりました。今までも議事録等は公開をし、誰しもが見られるような状況で透明性を図っていたわけですが、更に透明性を増すという観点から、また、先ほど説明がありましたように中央最低賃金審議会におきましても、公労使が集まって審議をする場合は公開としているという状況もございますので、それに倣いまして、三重県の審議会におきましても、専門部会におきましても、公労使の委員が集まって審議する場合は、公開してもいいのではと思っております。公労、公使のみの場合は、交渉の場ですので公開対象にはならないと考えております。従いまして、傍聴の希望があった場合には、公労使が集まって審議する部分のみ傍聴人を入れた方が良くとも私も考えております。

委員の皆様いかがでございますか。ご意見等ございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

よろしゅうございますか。

特に反対という意見もございませんので、それでは、当審議会の公開について、傍聴の希望があった場合、専門部会において、公労使の委員が集まって審議する場には、傍聴人を入れることとして運用してまいりたいと思います。

では、事務局は、それに向けての準備のほうをよろしくお願いいたします。

(3) 令和5年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について

(4) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数の通知について

(会 長)

それでは、次の議題に移ります。

議事(3)「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明」、議事の(4)「意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数」については、関連事案ですので事務局の方から、一括して説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは先ず、「令和5年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について」ご報告させていただきます。

先ず、申出の意向表明についての取扱い等ですが、前回（令和5年2月15日に開催しました第7回）の審議会においてご審議の上、決定していただきました資料3「令和5年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について」により取り扱うこととしております。

意向表明の期日については、1の(2)にありますとおり、令和5年3月22日(水)までとさせていただきます。

資料4をご覧ください。

また、本年度金額改正審議にかかる意向表明ですが、2023年2月20日付けで、日本労働組合総連合会三重県連合会長から、ガラス・同製品製造業以下6業種について「2023年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について」を令和5年2月21日に受け付けてございます。

続きまして、特定（産業別）最低賃金の決定等の申出についてです。先程、ご覧いただいた資料3にありますとおり、申出については、令和5年7月4日(火)までに三重労働局長宛てにさせていただき、それまでに関係労使当事者間の意思疎通を

十分に図っていただきたいと思います。

続いて、業種別の適用労働者数についてでございます。

資料5をご覧ください。

前回（令和5年2月15日に開催しました第7回）の審議会の資料として添付させていただいたものと同じものでございます。

産業別最低賃金の適用事業所数及び適用労働者数につきましては、「平成28年経済センサス活動調査をもとに昨年度の最低賃金に関する基礎調査等を反映させ、本年1月に更新しております。

意向表明のなされた6業種それぞれの事業所数及び労働者数は、

業 種	事 業 所 数	労 働 者 数
ガラス同製品製造業	35	1,709
電線ケーブル製造業	10	1,361
洋食器等製造業	71	2,185
一般機械器具製造業	364	14,661
電気機械器具製造業	360	28,782
輸送用機械器具製造業	438	33,974

といった状況になっておりますので、再度お示しさせていただきます。

（会 長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明及び意向表明なされた6業種に係る適用労働者等についてご説明がございました。

これらについて、何かご意見・ご質問等はございませんか。

なお、十分ご承知おきのことだとは思いますが、この適用労働者数等につきましては、それが、申出を行う場合の定量的要件の分母にあたる員数になるということで、労使それぞれにご承知おき願いたいと思います。

また、例年、第2回本審の中で、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしておりますが、円滑な審議の進行のため、今年度は、その段階で、労使それぞれの代表の皆様からご主張を発言をいただきたいと思いますので、準備の方、よろしく願いいたします。

また、これもご承知おきのことですが、特定（産業別）最低賃金改正については、労使がイニシアティブをとっていただきまして、それぞれの業界のために改定決定

するものでございます。

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性を有とするには、全会一致が求められますので、その実現を図るのであれば、審議会という俎上に載る前から、しっかりと労使でご協議をいただき、混乱なく議論が進められることを、予めお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(5) 令和5年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について

(会 長)

それでは、議事(5)の「令和5年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等」について、事務局の方から説明をお願いします。

(指導官)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

三重地方最低賃金審議会審議日程の予定についてですが、第2回本審には、7月6日(木)10時から、ハローワーク津の2階会議室で開催することとしております。今回と場所が違いますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

第2回審議会では、地賃改正諮問と産別改正審議の必要性の諮問をさせていただきます。

次に資料6の「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」をご覧ください。カラー刷になりますが、ご覧ください。これは、答申日別に最短効力発生予定日を取りまとめた一覧表です。

三重地方最低賃金審議会のご審議の結果、慣例として10月1日に地域別最低賃金を発効しています。

今年度も、これまで同様、地域別最低賃金の発効日を10月1日とすることを前提に説明させていただきます。

官報公示の日数を30日以上とする必要がある関係で、対応日を前倒しにしていくこととなります。

すなわち、官報公示予定日(官報の発行日)の関係で、発効予定日10月1日(日)の赤枠をしたところを見ていただきますと、異議申出締切日8月22日(火)、官報持込日8月23日(水)とありますので、8月23日(水)午前中に異議審(本審)を開催することが必要となります。

また、答申・要旨の公示日8月7日(月)とありますので、8月7日に本審を開催して、会長から局長に答申をしていただくこととなります。この答申を受け、同

日中に公示を行います。

中央最低賃金審議会の目安の答申がいつ出されるかにもよりますが、今年度も、中央最低賃金審議会から目安が示されたのち、速やかに審議会に伝達し、また、的確且つ有効な情報・資料等をお示ししてまいりたいと思っております。

10月1日発効を目指す場合は、7月末から8月7日にかけての短い期間中に何度か審議会及び専門部会をお願いするということになると思いますので、ご多忙中恐縮ですが、日程の確保を含めご協力をよろしくお願いいたします。

次に、資料6の4ページ目は特定(産業別)最低賃金の場合です。事業場において賃金締切日が20日締めのところ散見されておりまして、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果、令和元年度から12月21日発効となっております。該当箇所には赤枠を入れております。

表の見方は地域別最低賃金の場合と同じですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

(会長)

只今、事務局の方から説明のありましたように、第2回本審が7月6日、今年答申を行う日が8月7日、異議申し立てがあれば8月23日に本審を開く必要がございます。

また、7月末にもう一回、例年どおり開催をさせていただき予定をしております。

非常に短期間のうちに何度もお集まりいただくこととなりますが、定足数の関係もでございます。委員の皆様には、是非、日程調整を今のうちからお願いをしておきたいと思っております。今の説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

## (6) 目安制度のランク数見直しについて

(会長)

では、目安制度のランク数見直しについて。令和5年4月6日、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告があったということでございます。

事務局の方から説明をお願いします。

(労働基準部長)

はい。それでは私のほうから説明させていただきます。

申し遅れましたが、基準部長の片野でございます。

今後、今年度の審議運営にあたって、円滑に進むように私としても事務局として

も万全を期していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

目安制度の在り方でございますが、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会におきまして、令和3年5月26日から続けられてきましたところですが、令和5年4月6日、この協議会から報告が行われました。

これを受けて中央最低賃金審議会においては、同報告を全会一致で了承し、各地方最低賃金審議会に対し通知があったところでございます。

その辺について簡単にご説明を申し上げます。

資料10の中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告について。この4ページ目、下から3行目あたりをご覧くださいと思います。

中央における検討においては、47都道府県の総合指数の差が縮小する一方で、地域別最低賃金額の差が拡大していること。また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和53年度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、検討が行われてきたというところでございます。その上で、ランク数については、3ランクとすることが適当であるとの結論が報告でなされております。

その理由は、隣の5ページにありますので、そのまま読みますけれども、47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。ということが提示されております。

平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランク数を減らすことの合理性もあると考えられる。

ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

という考え方に基づいて、3ランクとすることが適当であるとの結論に至ったとの報告がされております。

各県のランク設定については、具体的に5ページから6ページに列挙されております。これを踏まえて、三重県においては、今までどおりBランクとなるという結

論がなされております。従いまして、三重県においては、これまでA B C DランクのBランクであったところが、A B CランクのBランク、これに基づき審議をしていく必要があることをご報告させていただきます。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

既に新聞報道等々でも出ておりますので、皆様もご存じのことだと思えますけれども、中央最低賃金審議会から出された報告の内容をご説明いただきました。

先程の内容につきまして、何か質問等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(7) その他

(会 長)

では、その他として事務局の方から何かございますでしょうか。

(指導官)

はい、最低賃金引上げ支援のための業務改善助成金についてご紹介したいと思います。

資料8に制度の説明、9に昨年度の申請件数をグラフにしたものを取りまとめてあります。

業務改善助成金は、生産性の向上を支援し、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

昨年度、三重労働局では、通常コース72件、コロナに関連した特例コース30件の合計102件の申請を受理しております。

この助成金は、最低賃金引き上げに向けた重要な支援として認識しておりまして、実際の活用につながるよう、引き続き積極的に周知広報を行ってまいりたいと思っております。

(会 長)

ありがとうございました。

只今説明いただきました「業務改善助成金の説明」について、適用件数が増えているということで、非常に良い傾向でないかなというふうに思っております。特に最低賃金を引き上げると同時に、助成金というのが非常に重要な役割を果たしていると思えますので、今後、益々事務局におかれましては、周知徹底をして、使いやすい助成金の運用を是非お願いしたいと思います。

ほか、何か質問などはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

三重地方最低賃金につきましては、例年どおり 10 月 1 日発効を目指して本審、また専門部会も開催していくこととなります。

景気の動向や物価高の影響等色々なものがございしますが、局長からのご挨拶にもありましたが、政府の骨太の方針（案）も出ておりまして、色々最低賃金に関する議論がされているところでございます。そのようなものも参考にしながら、中央から出される目安も参考にして、審議のほうを進めていきたいと思っております。

また、特定(産業別)最低賃金につきましても、例年どおり 12 月 21 日発効を目指して、審議を進めて参りたいと思っております。お願いばかりでございしますが、委員の皆様には、その旨ご理解をいただきまして審議の方にご協力をいただきたいと思っております。

その他、事務局、委員の皆様何かご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

いよいよ本格的な審議が、来月以降始まってまいります。

今、台風 3 号も近付いてきておるようでございます。台風によって、梅雨前線が刺激をされて大雨になるかもしれません。天候も不順な状況で、夏も暑くなるのではという予想も出ております。天候状況も変わっております。審議の方も暑い審議が続くと思っておりますので、是非、委員皆様方にはお体には十分ご注意くださいまして、審議会の方にご参加いただきますようお願いをしておきたいと思っております。最初から最後までお願いばかりではございますけれども、引き続き皆様方のご協力を再度お願い申しあげまして、令和 5 年度第 1 回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上